平成２２年（フ）第１８４６号
大阪府松原市三宅中４丁目５番３号
債務者　山﨑ノブ子こと　末吉　進子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４３０号
神奈川県横須賀市林５－９－１、住民票上の住所横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷17―402号
債務者　小島　　清
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９１号
相模原市中央区上溝4621番地５
債務者　本多　八起
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９３号
金沢市金市町ニ１番地４、従前の住所石川県河北郡津幡町字北中条ナ１番地５　信開クレベールえきつば2211
債務者　竹長　久志
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　秀典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８５号
横浜市神奈川区反町２丁目14番地１　反町ながせビル404号
債務者　進藤　一治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　　聰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９３号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―305号
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　俊二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４号
富山市西中野本町７番７号
債務者　細井美恵子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５７号
福井市順化２丁目８番１号
債務者　間　　俊之
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５６号
千葉県印西市原山２丁目１番地１棟103号
債務者　藍野　　光
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４９号
千葉県八街市大谷流871番地64
債務者　南雲　勝也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５７号
千葉県佐倉市臼井1800番地163　コーポ石橋102
債務者　渡邊　愼司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６９号
千葉県八街市東吉田825番地53
債務者　シマブクロマタヨシエルネストファン
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８０号
千葉県八街市富山1314番地2755
債務者　野本　晃三
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８１号
千葉県白井市池の上２丁目13番５号
債務者　渡邉　　満
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８２号
千葉県白井市池の上２丁目13番５号
債務者　渡邉　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９４号
千葉県成田市並木町221番地129　中谷コーポ303
債務者　椿　　由美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９７号
千葉県成田市西三里塚253番地９　ノアメゾンＡ棟202号
債務者　後藤　友希（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部